島根県海外ビジネス展開支援拠点 運営業務 企画提案募集要領

令和5年2月13日 島根県商工労働部しまねブランド推進課 海外展開支援室

1. 事業の目的

大手企業を中心とする製造拠点の海外移転や国内人口の減少による市場の縮小など、厳しい外部環境の中、企業が維持・成長していくためには、新たな市場を見据えた経営がますます重要となっている。

新たな市場のひとつとして海外市場があるが、特に近年経済成長が著しく、今後も市場拡大が期待され、かつ親日的なアセアン地域は有望な市場と考えられ、こうした市場からの利益還流などにより県内企業がさらなる競争力を確保することは、中長期的な成長戦略として重要である。

また同じくその著しい経済成長を背景に、アセアン地域からの観光客は増加しており、観光誘客の市場としても有望と考えられる。

そのため、海外での事業展開に関する相談・アドバイス、現地での情報提供及び外国人観光誘客等に関する広報宣伝などに幅広く対応する現地支援拠点を設置し、県内企業の海外展開支援や外国人観光客の誘客など、海外の様々な市場を取り込むことにより、県内雇用の維持・拡大を図ることを目的とする。

2. 委託業務の内容等

- (1) 委託業務名 島根県海外ビジネス展開支援拠点運営業務
- (2) 委託期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

3. 参加資格

- (1) 日本国内に法人格を有する複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。) 若しくは 日本国内に法人格を有する単独の法人であること。
- (2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者である こと。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人 として使用するものでないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
 - カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における 法人事業税の滞納がないこと。
 - キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複 参加していないこと。

- ク 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」または「物品の製造の 請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、 入札日においてその措置の期間が満了していない者ではないこと。
- ケ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申し立てまたは、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者 ではないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間

令和5年2月13日(月)~2月28日(火)17時(公募開始~企画提案参加表明書提出)

(2) 全体スケジュール

工 企画提案参加表明書提出締切 令和5年2月28日 (火) 17時

才 企画提案参加資格通知予定日 令和5年3月2日(木)

ク 企画提案書提出期限 令和5年3月13日(月)17時

コ 委託候補者の決定(予定) 令和5年3月下旬

サ 委託契約及び拠点オフィス業務開始 令和5年4月1日

5. 説明会

- (1) 希望者には個別にオンライン説明会を開催する(説明会の希望は企画提案参加の必要要件ではない)。希望者は説明会開催依頼書(様式4)をEメールにて提出すること。各説明会での質問は、他の個別説明会参加者にも共有する。
- (2) 説明会開催依頼締切 令和5年2月20日(月)17時

6. 企画提案参加表明書の提出

(1) 企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)を令和5年2月28日(火)17時までに 持参または郵送により1部提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9時00分から17時00分(土・日・祝日は除く。)までとして、郵送の場合は、郵便書留に限る。

- (2) 参加表明書には、次の書類を添付すること。
 - ア 法人の定款及び登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)
 - イ 法人等組織概要(会社案内等で、日本法人、タイ法人、アセアン諸国法人等の事業概要がわかるもの)
 - ウ 島根県内に事業所を有する者: 県税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
 - エ 島根県内に事業所を有しない者(島根県に納税義務のない者):本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
 - オ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可) ※納税証明書について、コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付してください。
 - カーコンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し。
 - キ 過去の類似事業実績(様式自由・同規模程度の実績があれば優先的に添付すること)。
 - ク 「3.参加資格(3)」のアからコのいずれにも該当しない旨の誓約書(様式1内)。
- (3) 参加資格通知予定日 令和 5 年 3 月 2 日 (木)

7. 質問

(1) 質問の受付期間

質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)にて、令和5年2月28日(火)17時までにEメールにより提出すること

(2) 質問の回答方法

回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、Eメールにより送信する。

また、電話での質問は、記載方法等簡易なものを除き一切応じない。

(3) 質疑の回答予定日 令和5年3月6日(月)

8. 企画提案書の作成、提出方法等

- (1) 作成方法
 - ア 企画提案書(様式2)により作成する。
 - イ 用紙の大きさは、A4判片面、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。(図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。)
 - ウ 様式2によらない独自様式も可とするが、様式2に記載されている項目を網羅し、体裁は上記イ の記載に従うこと。なお、この場合は用紙がA4判横になることは差し支えない。
- (2) 提出方法
 - ア 正本1部及び副本9部を提出すること
 - イ 令和5年3月13日(月)17時までに持参又は郵送により提出すること。
 - ※持参の場合の受付時間は、9時00分から17時00分(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留のうえ、上記の日時必着とする。

(3) その他の書類

ア 業務に係る見積書を1部提出すること(押印省略可)

なお、見積書には、提案する企画内容の実施に係る一切の経費を見込むこと また、見積明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算根拠を示すこと

(4) 企画提案等に係る留意事項

ア 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留 意すること。

- (ア) 指定する提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- (4) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- イ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加 は代表法人に対して、1提案あたり20,000円(消費税等を含む)を支給する。ただし、委託候補 者、資格審査により参加資格のないとした者及び企画提案書を提出しなかった者に対しては支給 しない。企画提案にかかる経費は、委託候補者が決定した後、参加表明書に記載された口座へ振り 込む。
- ウ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- エ 企画提案の採否は、文書で通知する。
- オ 採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。
- カ本要領に基づき提出された書類は返還しない。

9. 提案者プレゼンテーション及び審査会

(1) 実施日

令和5年3月16日(木)午後、島根県松江市内で開催予定 ※具体的日時及び場所については、企画提案参加表明書提出者に別途連絡する。

(2) 提案者プレゼンテーションの方法

ア 内 容 企画提案書等で提案した内容のプレゼンテーション及び審査委員による質疑

- イ 時 間 プレゼンテーションの時間は、1団体当たり25分以内とする。
- ウ 出席者 1提案者3名以内
- エ その他 パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡の上、パソコン等は提案者で持ち込む こと。なおモニターは主催者で準備する。

(3) 審查方法

ア 別に設置する委託団体候補者選定委員会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼン テーション審査を行い、最も優れた提案を行った1団体を委託候補者として選定する。

なお、委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託候補者とする。

- イ 企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。
- ウ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託候補者を選定しないことがある。

(4) 審査基準

- ア 事業趣旨に沿った提案であり、仕様を網羅していること。
- イ 実現可能な計画・人員体制であること。
- ウ 中小企業を中心とした企業の海外展開について、十分な支援実績があること。
- エ 各業務について、支援やPR等の手法が妥当であり、効果が期待できるものであること。
- オ 業種や国にとらわれることなく常に最新の情報を把握し、県や企業等に専門的な提案や助言を 行うことができること。
- カ 関係機関との連携を十分行い、ネットワークの構築・拡充を行うことができること。
- キ 事業に効果的な追加提案については加点する。
- (5) 結果の通知

選定の結果については、提案書を提出した者に対して文書で通知する。 なお、採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。

(6) その他

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- ウ 事実に反する提案や提案に対する不正行為があったとき
- エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

10. 契約

(1) 委託期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

(2) 委託料上限額

14,700 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

- ア この金額には企画提案書に基づく委託業務のすべてが含まれるとともに、県との打合せに要する経費を 含む。
- イ 仕様書における海外展開支援業務の上限額は 13,000 千円を上限とする。観光誘客業務の上限額は 1,700 千円とする。
- (3) 契約方法

委託候補者と委託内容、委託料について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定により、随意契約を行う。なお、契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

(4) 委託料の支払

原則として精算払いとする。ただし、契約に基づき、必要があると認められるときは前金払いをすることができる。

(5) 一括下請け及び再委託の禁止

原則として業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、県が再委託等に同意した場合はこの限りでない。

(6) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。

(7) 著作権等

本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他の権利は、県に帰属するものとする。

また、委託業務により制作された著作物につき、著作者人格権(二次的著作物の利用に関する原著 作者の権利)を行使しないこととする。

(8) 情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を順守すること。また、本業務において知り得た企業情報についても、上記に準じて適正に管理すること。

(9) 契約書

別途作成し、委託候補者に提示する。

11. その他

(1) 事業予算不成立の場合の企画提案の取扱いについて

この企画提案は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

(2) 委託候補者との次年度以降の契約について

本提案協議により決定した委託候補者と、令和5年度業務に係る評価を行ったうえで、令和6年度 (2024年度) も随意契約を行う方針としているが、県の予算措置状況及び委託業務に係る評価結果 等により、随意契約を行わない場合がある。

令和7年度(2025年度)についても、それと同様の措置とする予定である。

12. 問い合わせ先

島根県商工労働部しまねブランド推進課海外展開支援室

担当:森廣

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 (島根県市町村振興センター5階)

TEL: 0852-22-5303 FAX: 0852-22-6750

E-MAIL: kaigai-tenkai@pref. shimane. lg. jp (海外展開支援担当)